

文化財保護審議会オブザーバー —裏 直記さんに委嘱状—



委嘱状を受け取る裏さん(左)

8月1日(木)、教育長室において、日高町文化財保護審議会オブザーバーの委嘱式が行われ、裏直記さん(帝塚山大学文学部非常勤講師・学術博士)に玉井教育長から委嘱状が渡されました。

裏さんは日高町出身で、大手前大学人文科学部卒業後、帝塚山大学大学院人文科学研究科に進学し、民俗学を専攻。同大学院修了後は大手前大学総合文化学部非常勤講師を経て、現在は帝塚山大学文学部非常勤講師を務めています。

今回のオブザーバーの委嘱は、昨年11月、町職員の文化財研修を実施した際に裏さんを講師として招いたことがきっかけとなりました。玉井教育長は「昨年の研修があり、職員全体に文化財を大事にしようという意識ができました。町民にもそれが伝っていると思います」と述べ、裏さんは「日高町出身ということもあって、以前から何かできることがあればと思っていました。微力ではありますが、よろしくお願いします」と話していました。

学童保育所「第3日高町子どもクラブ」 —夏休みに各種教室開催—



英語教室(左)と茶道教室(右)の様子

7月16日(火)、「第3日高町子どもクラブ」が開設されました。第3日高町子どもクラブは、ふれあいセンター1階のデイルームの畳の間を活用し、定員は40名です。

夏休み期間中の8月8日(木)には、ALTのリチャード先生が英語教室を開催。この日来ていた17名の子どもたちと、レクリエーションをして遊びました。また、9日(金)には、小林明子先生による茶道教室が行われ、4、5年生の児童ら6名が茶道を体験。子どもたちは「お茶をたてたり、飲んだり楽しかった」、「お茶が好きになった」などと話してくれました。夏休み期間中にはこの他、読みきかせやお楽しみ会などが行われました。

入所希望の方は、教育委員会(☎63・3812)まで。



お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

廃乾電池を回収します

回収日：10月27日(日)

回収箱を設置しますので、回収袋から取り出して、廃乾電池のみを回収箱に入れてください。
以前のように回収袋に入れたままでは、出さないでください。
回収袋は保管用としてご使用ください。

●場所：各地区の

大型ごみ収集場所



国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料は、日本年金機構より送られてくる納付書により、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっていきます。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受け取れなくなったりすることがあります。また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れなくなることがあります。

■保険料の納付は便利な口座振替がお勧めです

口座振替にすると、指定した口座から自動的に引き落とされますので、金融機関の窓口まで納めに行く手間がかからず便利で、納め忘れも防ぐことができます。安心です。

ご利用される方は、金融機関窓口にて口座振替申出書に必要事項を記入・押印(金融機関の届出印)の上、手続きをしてください。

■保険料を納めるのが困難なとき

経済的な理由等で保険料を納付いただくことが困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予になる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。また、学生の方には、在学期間中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態では、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れなくなることがあります。



ご存知ですか？

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受け取るためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。